

議案第 18 号

青森公立大学経営経済学研究科長の選考について

次のとおり青森公立大学経営経済学研究科長を選考する。

任命年月日	氏 名	任 期	備 考
令和 7 年 4 月 1 日	おおや なみ 大矢 奈美	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	

青森公立大学経営経済学研究科長の選考等に関する規程

平成21年4月1日

規程第58号

改正 平成27年 3月規程第15号

改正 平成31年 3月規程第10号

改正 令和 4年11月規程第16号

改正 令和 5年 4月規程第 6号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学経営経済学研究科長（以下「研究科長」という。）の採用のための選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考方法)

第2条 学長は、教育研究審議会の審議を経て、第6条に基づき推薦された研究科長候補者の中から研究科長予定者を選考する。

2 研究科長の選考は、別に定めるところにより設置する公立大学法人青森公立大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）議に基づき、理事会が行う。

3 理事長は、理事会の議決を経て、研究科長を任命する。

(選考の時期等)

第3条 研究科長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 研究科長の任期が満了するとき。

(2) 研究科長が辞任を申し出たとき。

(3) 研究科長が欠員となったとき。

2 研究科長の選考は、前項第1号に該当する場合においては任期満了の日前1月までに、同項第2号又は第3号に該当する場合においては辞任の申出があったとき又は欠員となったときに速やかに開始する。

(研究科長候補者の資格)

第4条 研究科長候補者は、本学の教授（採用予定者を含む。）であり、人格が高潔で学識が優れ、かつ、特に教育に識見を有する者でなければならない。

(研究科長候補者推薦委員会)

第5条 第3条第1項各号に掲げる場合において、研究科長候補者を推薦するため、教育研究審議会に研究科長候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を置く。

2 推薦委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 教育研究審議会を構成する者のうちから当該教育研究審議会で互選された者

3名

(3) 事務局長

- 3 推薦委員会は、委員の互選により委員長を選出する。
- 4 委員長は、推薦委員会を代表し、推薦委員会の会議の議長となる。
- 5 推薦委員会は、推薦委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

(研究科長候補者の報告)

第6条 推薦委員会は、研究科長候補者複数名を、学長に推薦するとともに教育研究審議会に報告するものとする。

(研究科長の任期)

第7条 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に定年退職又は公立大学法人青森公立大学特任教授嘱託規程第5条若しくは公立大学法人青森公立大学教育担当特別教授嘱託規程第5条に規定する委嘱期間満了（以下、「定年退職等」という。）となる研究科長の任期は、正規の任期にかかわらず、定年退職等の日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号に該当し、任期満了した後に空白期間が生じた場合の新たな研究科長の任期は、任命された日から起算して2年以内の3月31日までとし、第3条第1項第2号及び第3号並びに前項ただし書きのいずれかに該当する場合の新たな研究科長の任期は、前任者の正規の任期の残任期間とする。

(補則)

第8条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(最初の研究科長の選考等に関する特例)
- 2 この規程の施行の日後最初の研究科長については、第2条から第7条までの規定にかかわらず、学長の推薦に基づき理事長が任命する。

附 則（平成27年規程第15号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第10号）

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和４年規程第１６号）

（施行期日）

この規程は、令和４年１１月１日から施行する。

附 則（令和５年規程第６号）

（施行期日）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。